

大分県庁舎電話交換設備等賃貸借業務

入札説明書

(内訳)

- 入札説明書
 - ・様式第1～5号
- 大分県庁舎電話交換設備等賃貸借業務仕様書
- 契約書（案）

令和8年6月

大分県総務部行政企画課

入札説明書

大分県庁舎電話交換設備等賃貸借業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、地方自治法、地方自治法施行令、大分県契約事務規則等、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、21に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 競争入札に付する事項

(1) 契約名

大分県庁舎電話交換設備等賃貸借業務

(2) 契約期間

令和9年11月1日から令和16年10月31日までの長期継続契約とする。

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

ただし、契約締結日から令和9年10月31日までの間、搬入、調整及び試験運用期間として、この間の賃借料は発生しないものとする。

(3) 納入場所

大分県庁舎本館電話交換機室

2 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本件入札は、大分県共同利用型電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)で行う。また、入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか大分県電子入札運用基準(物品・役務)(以下「運用基準」という。)による。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

- (4) この公告の日から 12 に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
- なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (7) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類（カタログ等）を令和 8 年 7 月 1 日（水）午後 5 時までに大分県総務部行政企画課行政企画班に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。
- (8) 納入した機器の故障時には、その復旧に迅速に対応することができる者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 の要件が必要な他に、次により入札参加資格に関する書類等を提出し確認を受けなければならない。

なお、提出された書類について大分県庁が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

- (1) 提出書類（各 1 部）
「入札参加資格に伴う誓約書」（第 1 号様式）
「機能等証明書」（第 2 - 1 号、2 - 2 号、2 - 3 号様式）
- (2) 提出期間
公告の日から令和 8 年 7 月 1 日（水）午後 5 時まで
- (3) 提出場所
21 に掲げる担当部局
- (4) 提出方法

持参又は簡易書留郵便で提出すること。

なお、簡易書留郵便で提出する場合は、封筒に「入札参加資格確認書類在中」と朱書きすること。

5 入札参加申請の方法及び期間

電子入札システムにより入札参加申請を、令和8年7月8日（水）午後5時までに行うこと。

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書」（運用基準様式第2号）2部及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和8年7月8日（水）午後5時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により次の提出先に提出すること。

提出先 大分県総務部行政企画課行政企画班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2239 e-mail:all100@pref.oita.lg.jp

6 入札方法

- (1) 本案件は、一般競争入札により行う。
- (2) 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの月額の賃借料とする。見積にあたっては84月賃貸借料率で計算し、月額の賃借料を算定すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に小数第3位未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入力すること。
- (4) 入札説明書及び入札仕様書等に特段の定めがない事項については、大分県契約事務規則（昭和39年3月31日大分県規則第22号）の規定を準用する。
- (5) この入札については、大分県内自治体の電子入札運用基準（物品・役務）及び大分県共同利用型電子入札システム（物品・役務）の各種操作マニュアル（事業者用）をよく読んだうえで手続きを行うこと。

7 競争入札参加資格に関する事項

競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

(1) 申請の時期

令和8年6月12日（金）から同月19日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の入手方法

大分県ホームページから申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html>

(3) 申請書類の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班（県庁舎本館2階）

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2968

なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。

8 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び電子入札システム上に、令和8年7月23日（木）午前9時まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、13に示す再入札を行うときは、再入札の開札日まで延長する。

9 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

10 電子入札システムによる入札金額の入力期間

入札参加承認の日から令和8年7月23日（木）午前9時まで

11 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所 大分県総務部行政企画課行政企画班

(2) 提出期限 入札参加承認の日から令和8年7月23日（木）午前9時までに必着のこと。

12 電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和8年7月23日（木）午前10時

13 再入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札の入札金額の入力期限及び開札日時を別途通知するものとする。

14 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 20 条第 3 項第 2 号の規定により免除する。

15 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約担当者が指定する日時までに契約金額（年額）の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。
 - ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき（大分県契約事務規則第 5 条第 3 項第 1 号）。
 - イ 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき（大分県契約事務規則第 5 条第 3 項第 3 号）。
- (2) (1) のアに掲げる契約保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、落札決定の日から 7 日以内に提出すること。
- (3) (1) のイに掲げる契約保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次のアからウにより提出すること。

（「契約保証金免除申請書」（第 3 号様式）参照）

 - ア 提出期限
落札決定の日から 7 日以内
 - イ 提出場所
21 に掲げる担当部局
 - ウ 提出方法
アに掲げる期限までに、イに掲げる場所に持参すること。
ただし、持参できないときは、イに掲げる場所にアに掲げる日時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
なお、郵送の場合は、二重封筒とし、表封筒に「契約保証金納付免除申請書類在中」と朱書きし、中封筒に入札事項、入札日時を、裏面に落札者の商号又は名称、代表者名及び取扱部署名を記載すること。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

16 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。

17 最低制限価格に関する事項

設定しない。

18 入札説明書等に対する質疑

この説明書及びこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票（第4号様式）を次のアからオにより提出すること。

ア 提出期限

令和8年6月24日（水）午後5時

イ 提出場所

21に掲げる担当部局

ウ 提出方法

アに掲げる期限までに、イに掲げる電子メールアドレスに電子メールで質問票を添付する形で提出すること。電子メールを送付した場合は送付した都度、イに掲げる電話番号にメールの到達確認を行うこと。

エ 提出された質問票の回答時期

回答は、令和8年7月3日（金）午後5時までにを行うこととする。

オ 質問・回答内容の共有

回答内容については質問者以外の入札参加者全員にも質問者名を伏せた上で随時送付する。ただし、入札参加資格が不認定となった者については不認定の決定以降は送付しない。

19 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。

20 契約書の作成

落札者決定通知の日から7日以内に、県が作成する様式による契約書に必要事項を記載し、記名押印の上、上記15に掲げる契約保証金若しくは上記15(1)のア又はイに掲げる事項を証明する書類を添えて提出すること。

また、「課税事業者届出書（第5号様式）」も同様に提出すること。

21 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 県庁舎本館3階

大分県総務部行政企画課行政企画班

電話番号 097-506-2239

メールアドレス a11100@pref.oita.lg.jp

22 特記事項

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。